

# SUNNEXTA GROUP

NEXT DREAM

NEXT STANDARD

## 第24期定時株主総会 招 集 ご 通 知

### 開催日時

2022年9月28日(水曜日)  
午前10時 (受付9時30分開始)


### 開催場所

東京都新宿区市谷本村町4番1号  
ホテルグランドヒル市ヶ谷(東館) 3階 瑠璃の間

### 目次

第24期定時株主総会招集ご通知……………	6	連結計算書類等……………	47
株主総会参考書類……………	10	監査報告……………	51
事業報告……………	29		





「支える」の、未来を描く。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々、日々感染症と闘っていらっしゃる医療・看護関係者はじめ皆様に、この場をお借りしてお見舞いと感謝を申し上げます。

ここに、第24期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び事業の概要につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

サンネクスタグループ株式会社  
代表取締役社長

高木 章

サンネクスタ  
グループの  
強み

独立系アウトソーシング



中立的な立場でお客様にとって  
最適なアウトソーシング  
サービスを提供

ネットワーク



独自の基準で  
厳選したパートナー企業の  
ネットワークを保持

ストックビジネス



ビジネスモデルは  
ストックが中心のため、  
安定的な業績と成長を実現

私たちはアウトソーシングの専門会社であり、不動産仲介業やマンション分譲などの機能をあえて持たないビジネスモデルにより、「お客様目線」での問題解決をおこなう独立系会社です。

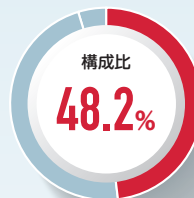
良質なサービスを提供するために、当社独自の基準で厳選したパートナー企業の協力を得ながら、集団の力で、お客様を全力でサポートしています。

社宅マネジメント事業

**日本社宅サービス  
株式会社**

- 社宅アウトソーシングサービス
- 人事総務事務代行サービス
- コスト削減サービス

大手企業・団体



■ 売上高

**41.91** 億 百万円

■ 営業利益

**14.4** 億 百万円

マンションマネジメント事業

**クラシテ  
株式会社**  
**クラシテ不動産  
株式会社**

- マンション管理サービス
- 不動産関連サービス
- リフォームサービス

マンション管理組合  
施設管理会社

家主  
居住者



■ 売上高

**40.98** 億 百万円

■ 営業利益

**2.55** 億 百万円

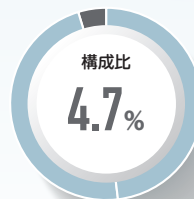
インキュベーション事業

**株式会社スリーS**

- その他新規事業
- マネジメントサポート事業
  - ・見守りセキュリティサービス
  - ・探検手続きBPOサービス
  - ・24Hコールセンターサービス (ほか)

マンション管理組合  
不動産管理会社

家主  
居住者



■ 売上高

**4.6** 億 百万円

■ 営業損失

**3** 百万円

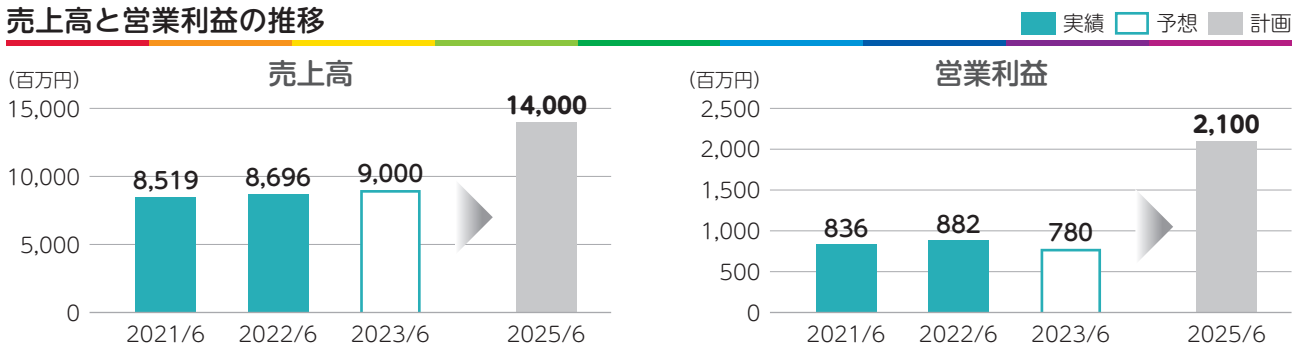
## (ご参考)業績ハイライト

### 2022年6月期の業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	ROE
<b>8,696</b> 百万円	<b>882</b> 百万円	<b>932</b> 百万円	<b>1,976</b> 百万円	<b>24.5%</b>
前期比 <b>2.1%</b> 増	前期比 <b>5.5%</b> 増	前期比 <b>3.0%</b> 増	前期比 <b>269.1%</b> 増	前期比 <b>+17.8</b> ポイント

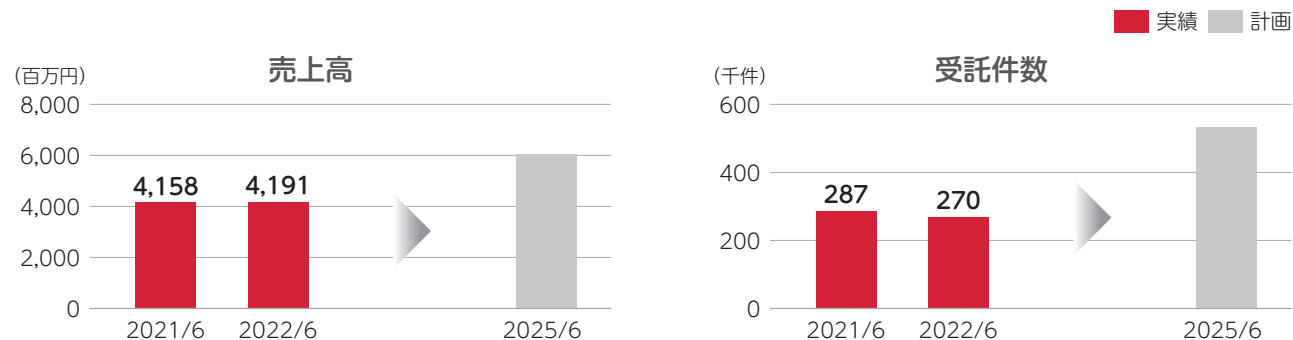
(注) 2022年6月期の親会社株主に帰属する当期純利益及びROEには、投資有価証券売却に伴う利益約1,250百万円(税引後)等が含まれています。

### 売上高と営業利益の推移



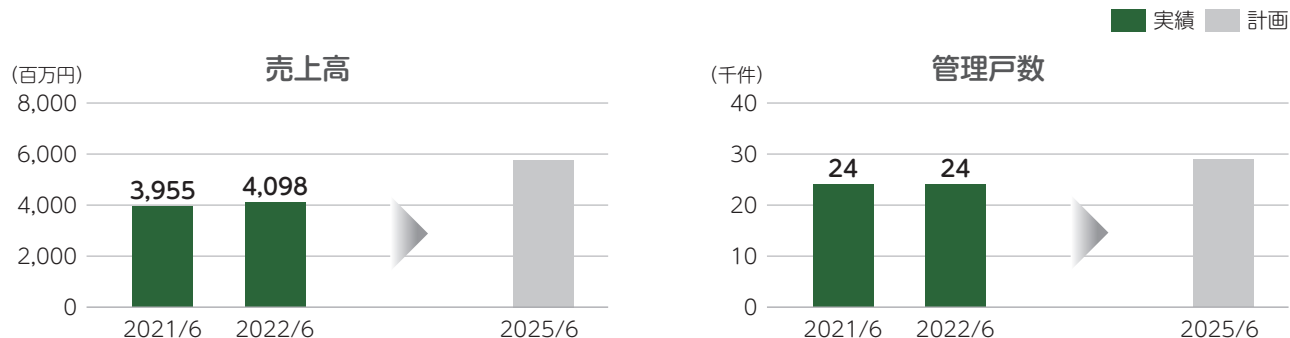
### 社宅マネジメント事業

企業における住宅制度・運用の見直しや周辺業務の更なる外部委託の引き合いは増加しており、人事・総務向けBPOサービスを含めた社宅関連業務のアウトソーシングニーズは高い状態を維持しております。当期はBPOサービスが順調に拡大したことに加え、転勤等による異動数の増加により引越サービスの手数料が増加しました。しかしながら、社宅アウトソーシングサービスにおいては、コロナウイルス感染拡大に伴う影響から新規受託の遅れが見られた他、事業の統廃合や早期退職等により社宅件数が減少したことや、一部の顧客において委託料削減を目的とした解約や特定業務の内製化が発生したことから、受託収入が計画を下回り、売上高は41億91百万円(前年同期比0.8%増)、営業利益は14億4百万円(同1.1%減)となりました。



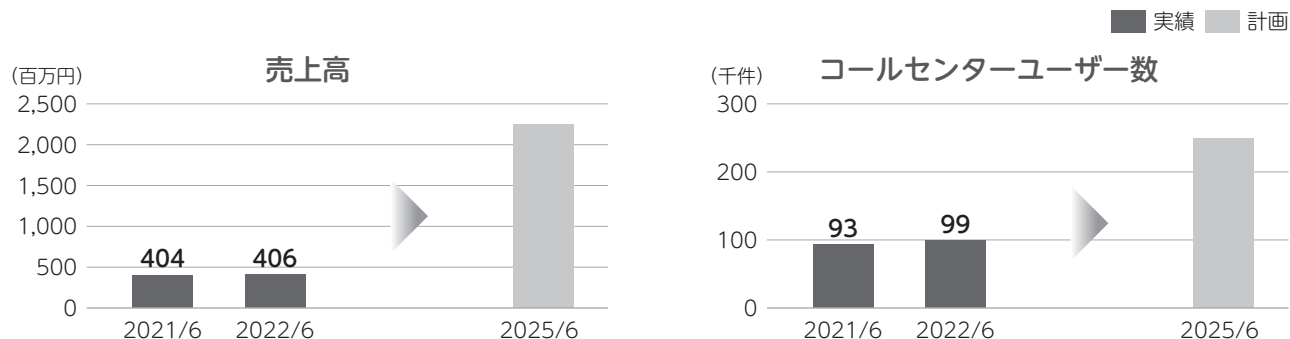
## マンションマネジメント事業

収益性の低い大型物件の契約終了がありました。新規受託は概ね堅調であったことから、管理戸数は前期並みに推移しました。また、専有部サービスにおいては、2022年3月末をもってリフォームサービスを担う株式会社全日総管理が株式譲渡により連結対象子会社から除外された影響を受けましたが、管理組合向けの修繕工事や不動産サービスが前年を大きく上回ったことから、売上高は40億98百万円(前年同期比3.6%増)、営業利益は2億55百万円(同44.4%増)となりました。



## インキュベーション事業

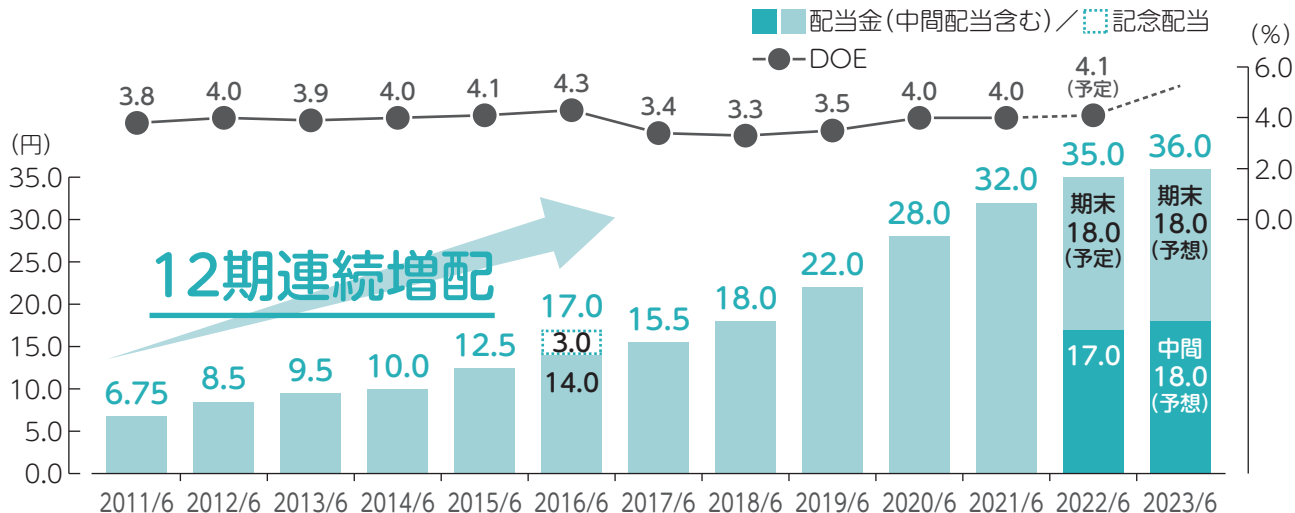
一部のサービスで収益認識会計基準等の適用による影響がありました。マネジメントサポート事業の中核を担う24時間対応のコールセンターサービスの受託件数が増加したことから、売上高は4億6百万円(前年同期比0.4%増)、営業損失は3百万円(前年同期は23百万円の営業損失)となりました。



## 株主還元

### ▶ 配当情報(12期連続増配を予想)

当社は、安定した業績をベースに、今後も継続的な安定配当を目指してまいります。



### ▶ 自己株式の取得及び自己株式の消却

2022年6月期は、自己株式の取得を合計1,085,500株、自己株式の消却を600,000株(消却前の発行済株式総数に対する割合5.33%)実施いたしました。

### ▶ 株主優待情報

当社は株主の皆様にご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に長期にわたり当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入しています。

#### 優待品



#### 優待対象基準

保有株式数	継続保有期間	優待内容
100株(1単元)以上 200株(2単元)未満	1年以上	クオ・カード 1,000円分
200株(2単元)以上	1年以上	クオ・カード 2,000円分

6月30日現在の当社株主名簿に継続保有期間1年以上で記載または記録された100株以上保有の株主様を対象としております。

なお、継続保有期間1年以上とは、同一株主番号で6月末日及び12月末日の株主名簿に各保有株式区分以上の株式を保有していることが連続して3回以上記載または記録されていることといたします。

株主の皆様

証券コード 8945

2022年9月6日

東京都新宿区筈笥町35番地

**サンネクスタグループ株式会社**

代表取締役社長 **高木 章**

## 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第24期定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大並びに株主様の健康と安全に充分留意しつつ下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、ご来場なさらずとも、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（8～9頁）にしたがって、2022年9月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 新型コロナウイルス感染拡大をはじめ今後の状況等により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

**当社ウェブサイト (<https://www.sunnexta.co.jp>)**

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

記

1 日 時	2022年9月28日（水曜日）午前10時（受付 午前9時30分）
2 場 所	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷（東館）3階 瑠璃の間 (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第24期（2021年7月1日から2022年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第24期（2021年7月1日から2022年6月30日まで） 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 当社執行役員及び当社社会社の取締役に對しストックオプションとして新株予約権を發行する件 第7号議案 当社及び当社社会社の従業員に對しストックオプションとして新株予約権を發行する件</p>
4 招集にあたっての 決定事項	8～9頁【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上



# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年9月27日（火曜日）午後5時30分まで

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年9月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2022年9月28日（水曜日）午前10時

**場所** 東京都新宿区市谷本村町4番1号  
ホテルグランドヒル市ヶ谷（東館） 3階 瑠璃の間  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

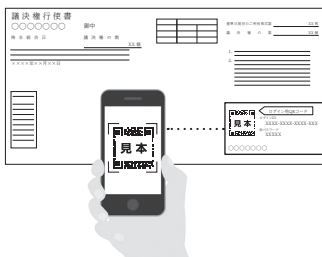
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

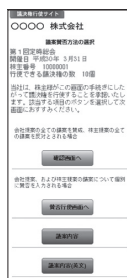
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

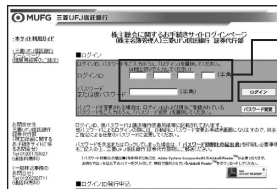
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

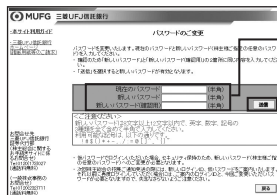
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識しております。

そのうえで、安定的かつ継続的な配当を行うことを中長期的な基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して決定することとしております。

上記方針に基づき、第24期の期末配当につきましては、内部留保の累積状況や業績の推移を勘案し、以下のとおり、1株につき18円といたしたいと存じます。

なお、本年3月に中間配当として1株につき17円をお支払いしておりますので、中間配当を含めた年間の配当は、前期より3円増配の1株につき35円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき 金18円 配当総額 163,081,152円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年9月29日

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	(削除)

現行定款
(新設)
附 則
(新設)

変更案
(電子提供措置等)
<p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
附 則
(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
<p>第2条 <u>2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>② <u>本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名		現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況		
1	再任	たか き 高木	あきら 章	代表取締役社長	15/15回		
2	再任	社外	独立	なが やま 長山	ひろし 宏	社外取締役	15/15回
3	再任	社外	独立	かめ かわ 亀川	まさ と 雅人	社外取締役	15/15回

候補者  
番号

1



再任

たかき  
高木

あきら  
章

(1973年8月28日生)

所有する当社の株式数……82,320株  
取締役在任年数……………13年  
(本総会終結時)  
取締役会出席状況……………15/15回

### 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2001年1月	当社入社	2018年8月	クラシテ代表取締役社長(現任)
2007年7月	当社マーケティンググループ ゼネラルマネージャー	2018年8月	クラシテ不動産㈱取締役
2008年7月	当社マーケティンググループ長	2018年9月	当社取締役関連事業管掌
2009年9月	当社取締役マーケティンググループ長	2018年9月	当社常務取締役関連事業管掌
2016年4月	当社取締役事業開発部門統括兼 マーケティング担当及び人事担当	2019年3月	サンネクスタリーシング㈱ 代表取締役社長
2016年9月	クラシテ㈱取締役	2019年9月	当社代表取締役社長(現任)
2016年9月	当社取締役人事担当兼関連事業担当	2020年7月	日本宅サービス㈱代表取締役社長 (現任)
2017年7月	㈱スリーS代表取締役社長	2021年9月	㈱スリーS取締役(現任)

### 取締役候補者とした理由等

高木章氏は、2001年入社以来、マーケティングを中心に営業部門に携わる等、事業推進及び業務執行に適切な役割を果たし、2019年の代表取締役社長就任後は、当社の経営を主導する重責を担っております。同氏を取締役候補者とした理由は、経営全般における豊富な経験と実績から、引き続き当社の経営を牽引し、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2



再任

社外  
ながやま  
長山

独立

ひろし  
宏

(1956年7月9日生)

所有する当社の株式数……4,220株  
取締役在任年数……………8年  
(本総会終結時)  
取締役会出席状況……………15/15回

### 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1980年4月	阪和興業㈱入社	2009年9月	同社代表取締役(現任)
1991年2月	三優監査法人入所	2010年9月	当社社外監査役
1997年2月	三優ビーディーオーコンサルティ ング㈱(現㈱カクシン) 取締役	2014年9月	当社社外取締役(現任)
2003年6月	同社代表取締役	2016年4月	法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師(現任)
2008年11月	同社取締役		

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長山宏氏は、㈱カクシンの代表取締役及び法政大学専門職大学院の特任講師を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験等を当社の経営に反映していただけるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって8年であり、また社外監査役としても過去4年間務めております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者  
番号

3

社外

独立

かめかわ  
亀川

まさ  
と  
雅人

(1954年11月19日生)

所有する当社の株式数…………… 910株  
取締役在任年数…………… 2年  
(本総会最終時)  
取締役会出席状況…………… 15/15回



再任

### 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1985年 4月	東京交通短期大学助教授	2015年 4月	ビジネススクリエーター研究会設立顧問(現任)
1989年 4月	獨協大学経済学部助教授	2018年 6月	日本マネジメント学会会長
1995年 3月	立教大学博士(経営学)取得	2018年 7月	立教学院理事(現任)
1995年 4月	立教大学経済学部経営学科教授	2018年 7月	経営行動研究会副会長
2002年 4月	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科創設 教授	2020年 4月	立教大学名誉教授(現任)
2002年 4月	学校法人豊昭学園理事(現任)	2020年 4月	文京学院大学副学長 経営学研究科特任教授(現任)
2010年 4月	日本ディスクロージャー研究会副会長	2020年 9月	当社社外取締役(現任)
2014年 6月	日本経営分析学会副会長		

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

亀川雅人氏は、立教学院の理事及び文京学院大学の副学長を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる資本コストに関する研究や株主価値の研究等に携わり、幅広い知識と見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会最終の時をもって2年であります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、サンネクスタグループ役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 当社は長山宏氏、亀川雅人氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としており、両氏の取締役への再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 長山宏氏、亀川雅人氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、長山宏氏、亀川雅人氏の両氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。



## 第4号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号			氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	
1	再任	社外	独立	あべ よしひこ 阿部 嘉彦	社外取締役 (常勤監査等委員)	15/15回	14/14回
2	再任	社外	独立	ささもと けんいち 笹本 憲一	社外取締役 (監査等委員)	15/15回	14/14回
3	新任	社外	独立	やまぐち すみこ 山口 純子	—	—	—

候補者  
番号

1



再任

社外  
あべ  
阿部

独立  
よしひこ  
嘉彦

(1954年6月7日生)

所有する当社の株式数…… 1,120株  
取締役在任年数…………… 2年  
(本総会終結時)  
取締役会出席状況…………… 15/15回  
監査等委員会出席状況 …… 14/14回

### 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1978年4月	東洋曹達工業(株) (現東ソー(株)) 入社	2010年6月	同社取締役 中国総代表 東曹(広州) 化工有限公司董事長
2007年6月	同社理事 日本ポリウレタン工業(株)執行役員	2013年6月	総経理 保土谷化学工業(株)取締役兼常務 執行役員
2008年6月	東ソー(株)取締役 海外事業企画 部富山事務所担当	2015年6月	東邦アセチレン(株)常勤監査役
2009年6月	同社取締役 経営企画・連結経営 部長	2019年9月	当社常勤社外監査役
		2020年9月	当社社外取締役(常勤監査等委員) (現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿部嘉彦氏は、上場企業において会社経営者としての実績及び常勤監査役としての知識・経験があります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経験と知見により、当社取締役の職務執行の監督機能を十分に発揮いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって2年であります。

候補者  
番号

2



再任

社外  
ささもと  
笹本

独立  
けんいち  
憲一

(1951年5月25日生)

所有する当社の株式数…………… 62株  
取締役在任年数…………… 2年  
(本総会終結時)  
取締役会出席状況…………… 15/15回  
監査等委員会出席状況 …… 14/14回

### 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1977年9月	日本大学講師	2016年10月	公認会計士笹本憲一事務所代表 (現任)
1980年6月	監査法人中央会計事務所入所	2018年6月	(株)東葛ホールディングス社外監査役
1992年9月	同所社員就任	2019年6月	同社社外取締役(監査等委員) (現任)
1998年9月	同所代表社員就任	2019年6月	日進工具(株)社外取締役(監査等委員) (現任)
2007年7月	監査法人A&Aパートナーズ パートナー	2020年9月	当社社外取締役(監査等委員) (現任)
2014年9月	当社社外監査役		

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

笹本憲一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、大手監査法人等での豊富な監査業務の経験に加え、客観的・中立的な監査業務が期待されることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって2年であります。

候補者  
番号

3

社外

独立

やまぐち  
山口すみこ  
純子

(1971年3月2日生) 所有する当社の株式数 …… 一株

## 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

2010年12月 弁護士登録  
 2010年12月 番町総合法律事務所入所  
 2016年9月 飯田・鈴木法律事務所入所  
 2018年12月 麹町通り法律事務所パートナー（現任）

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口純子氏は、弁護士として培われた高度な専門的知識を有しており、実質的かつ客観的な経営監視が可能であると考え、選任をお願いするものであります。同氏は過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

新任

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、サンネクスタグループ役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 当社は阿部嘉彦氏、笹本憲一氏の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、山口純子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 阿部嘉彦氏、笹本憲一氏、山口純子氏の各氏は、社外取締役候補者であります。
6. 当社は、阿部嘉彦氏、笹本憲一氏、山口純子氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所等に届け出ております。

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



社外

独立

なかにし

やすはる

中西

康晴

(1954年3月9日生) 所有する当社の株式数……12,620株

#### 略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当

1980年4月	弁護士登録 市川照己法律事務所勤務	1998年10月	当社社外監査役
1983年4月	小林・中西法律事務所開設	2000年4月	扶桑合同法律事務所パートナー (現任)
1992年4月	中西法律事務所開設	2020年9月	当社社外取締役(監査等委員) (現任)

#### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中西康晴氏は、弁護士として、企業法務全般はもとより、M&A関連業務及び労働法関連において高い知見を有しており、実質的かつ経営監視が可能であると判断し、選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本株主総会終結の時をもって2年であります。

- (注) 1. 中西康晴氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中西康晴氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中西康晴氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。中西康晴氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は、中西康晴氏が監査等委員である取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所等の定めに基づき、同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

## <ご参考>当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとはしない。

- a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者
  - (1) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員である者
  - (2) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先、若しくはその業務執行者
  - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先、その業務執行取締役、執行役、社員である者
  - (2) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先の業務執行取締役、執行役、社員であった者
  - (3) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
  - (4) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
  - (5) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の融資取引を有する金融機関の業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
  - (6) 日本社宅ネットに参加している先、その業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
- c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
  - (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去2年間に受けていた者
  - (2) 前（1）が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者
- d. 当該会社の主要株主
  - (1) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
  - (2) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- e. 最近において上記aからdに該当していた者
  - (1) 判断時点の過去1年間において、上記aからdに該当していた者
- f. 近親者
  - (1) 上記aからeに該当する者の2親等以内の親族
  - (2) 当社及び子会社の取締役、マネージャー以上の社員である者の2親等以内の親族
  - (3) 判断時点の過去1年間において、前（2）に該当していた者

<ご参考>当社の取締役のスキル・マトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏名	役職	社外	独立	スキル（見識及び経験等）				
				企業経営	当社グループ事業	新規事業・開発（投資）	財務・会計	監査・法務・コンプライアンス・リスク管理
高木 章	代表取締役社長			●	●	●		
長山 宏	取締役	●	●	●			●	
亀川 雅人	取締役	●	●			●	●	
阿部 嘉彦	取締役 常勤監査等委員	●	●	●		●		●
笹本 憲一	取締役 監査等委員	●	●	●		●	●	●
山口 純子	取締役 監査等委員	●	●					●

## 当社執行役員及び当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を当社及び当社子会社の役職員の報酬に反映することで、株主の皆様と利益及び不利益を一致させることができます。これにより、当社及び当社子会社の役職員に対し、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることができ、企業価値及び株主価値の向上に資すると考えています。

このように、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上を図ることを目的に、当社執行役員及び当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

- (1) 割当対象者：当社執行役員及び当社子会社の取締役
- (2) その総数：8名（上限）

### 3. 新株予約権の発行要項

#### (1) 新株予約権の総数

200個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

#### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

#### (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。



(5) 権利行使期間

割当日の翌日から30年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは、当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- ② 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- ③ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という）に限り、本新株予約権者が死亡した日の1年以内に権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において



残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
上記に定める行使条件に準じて決定する。
  - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（6）に定める内容に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い  
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他  
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

## 当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社従業員及び当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにより、当社従業員及び当社子会社の従業員の経営参画意識の向上並びに業績及び企業価値向上への貢献意欲を高め、当社がさらに優秀な人材を確保することを目的とするものであります。

### 2. 新株予約権の割当対象者及びその人数

- (1) 割当対象者：当社従業員及び当社子会社の従業員
- (2) その総数：500名（上限）

### 3. 新株予約権の発行要項

#### (1) 新株予約権の総数

2,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

#### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式200,000株を上限とする。

ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は同様の調整を行う。

#### (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、次により決定される1株当たりの払込金額に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

ただし、当社が、当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 権利行使期間

新株予約権の割当日の属する月の翌月の初日から2年を経過した日より起算して2年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役、執行役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
- ③ 本新株予約権者は、以下の各号に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
  - (ア) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
  - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- ④ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ⑤ 新株予約権の行使の条件  
上記に定める行使条件に準じて決定する。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（6）に定める内容に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い  
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (12) その他  
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種の進展や感染防止対策の効果もあって、社会経済活動の制限が徐々に緩和され、景気の持ち直しの動きが見られました。一方、先行きについては、新たな変異株出現のリスクやウクライナ情勢をめぐる供給面での制約、原油をはじめとする各種資源価格の高騰など、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、働き方の変化や人手不足により、効率化あるいは管理コスト低減を図るための外部委託を検討する企業や管理組合が増えておりますが、長引くコロナ禍の影響から、最終的な意思決定にあたっては従来以上に検討時間が長く、慎重な傾向が見られました。

このような状況のもと、当社グループは、中期ビジョン「NEXT STANDARD 2025」の実現に向けて、5ヵ年中期経営計画（2020年7月～2025年6月）を推進しており、2022年6月期は、コロナ禍における新規受託の回復に向けた活動を行いながら、ストックの維持・拡大を目指し注力してまいりました。

社宅マネジメント事業では中堅企業向け新サービスの開発とデジタル化への投資を継続しながら、社宅アウトソーシングサービスで培ったノウハウで人事・総務部門のあらゆる課題を解決する人事・総務向けBPOサービスの拡大に取り組んでまいりました。一方、マンションマネジメント事業ではデジタル化への投資を継続しながら、前期からの期ずれ工事案件に対処するとともに、管理サービスや清掃サービス、管理組合と接するフロントマンの対応力向上といった、品質改善に向けた取り組みや、居住者の暮らし方改革の支援によるサービスの付加価値向上に取り組んでまいりました。また、インキュベーション事業では、収益力の強化及び一層の品質向上並びにマネジメントの効率化を目的に組織再編を行い、住まいを管理する事業者に向けたサービスプラットフォームを提供する「マネジメントサポート事業」の育成に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は86億96百万円（前年同期比2.1%増）、営業利益は8億82百万円（同5.5%増）、経常利益は9億32百万円（同3.0%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益を特別利益に計上したことから19億76百万円（同269.1%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。このため、前年同期比較は基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いておりますが、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。



### ①社宅マネジメント事業

社宅マネジメント事業においては、企業における住宅制度・運用の見直しや周辺業務の更なる外部委託の引き合いは増加しており、人事・総務向けBPOサービスを含めた社宅関連業務のアウトソーシングニーズは高い状態を維持しております。当期はBPOサービスが順調に拡大したことに加え、転勤等による異動数の増加により引越サービスの手数料が増加しました。しかしながら、社宅アウトソーシングサービスにおいては、コロナウイルス感染拡大に伴う影響から新規受託の遅れが見られた他、事業の統廃合や早期退職等により社宅件数が減少したことや、一部の顧客において委託料削減を目的とした解約や特定業務の内製化が発生したことから、受託収入が計画を下回り、売上高は41億91百万円（前年同期比0.8%増）、営業利益は14億4百万円（同1.1%減）となりました。

### ②マンションマネジメント事業

マンションマネジメント事業においては、収益性の低い大型物件の契約終了がありました。新規受託は概ね堅調であったことから、管理戸数は前期並みに推移しました。また、専有部サービスにおいては、2022年3月末をもってリフォームサービスを担う株式会社全日総管理が株式譲渡により連結対象子会社から除外された影響を受けましたが、管理組合向けの修繕工事や不動産サービスが前年を大きく上回ったことから、売上高は40億98百万円（前年同期比3.6%増）、営業利益は2億55百万円（同44.4%増）となりました。

### ③インキュベーション事業

インキュベーション事業においては、一部のサービスで収益認識会計基準等の適用による影響がありましたが、マネジメントサポート事業の中核を担う24時間対応のコールセンターサービスの受託件数が増加したことから、売上高は4億6百万円（前年同期比0.4%増）、営業損失は3百万円（前年同期は23百万円の営業損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額（無形固定資産の取得を含む）は3億28百万円であります。その主な内容は、社宅マネジメント事業における社宅アウトソーシングシステムの構築によるソフトウェア仮勘定43百万円、マンションマネジメント事業における基幹システムの構築（リプレース）によるソフトウェア仮勘定1億6百万円及び賃貸用不動産の取得58百万円、インキュベーション事業における安心サービス24システムの構築（リプレース）によるソフトウェア仮勘定54百万円などによるものであります。

### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、アウトソーシングを通じて人の暮らしを豊かにする企業集団として、顧客の声に学び、発想力と創造力に加えてグループシナジーを結集することにより、次の時代の標準となるようなニーズを先取りした製品やサービスを提供し、唯一無二の企業集団への成長を目指してまいります。

当社グループでは以下の3点を企業集団共通の対処すべき課題と認識し、取り組んでおります。

- ① ストックビジネスをベースにした継続かつ安定的な成長
- ② 情報通信技術（ICT）の活用によるサービスの変革と生産性の向上
- ③ グループシナジーの結集による新しい基盤事業の創出

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2019年6月期)	第22期 (2020年6月期)	第23期 (2021年6月期)	第24期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売 上 高 (千円)	8,441,187	8,626,489	8,519,101	8,696,650
営 業 利 益 (千円)	955,717	855,762	836,104	882,482
経 常 利 益 (千円)	1,003,022	902,968	906,239	932,986
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	690,570	561,762	535,347	1,976,141
1株当たり当期純利益 (円)	72.38	58.05	53.84	204.80
総 資 産 (千円)	9,534,735	10,361,431	12,975,464	10,625,151
純 資 産 (千円)	6,582,736	7,259,215	8,905,128	7,483,184
1株当たり純資産 (円)	673.97	732.07	877.41	811.82

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



## ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2019年6月期)	第22期 (2020年6月期)	第23期 (2021年6月期)	第24期 (当事業年度) (2022年6月期)
売上高又は 営業収益 (千円)	4,315,292	4,480,349	859,129	1,429,457
営業利益 (千円)	845,423	841,597	100,513	639,203
経常利益 (千円)	884,498	881,843	154,088	683,278
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	602,680	590,848	△47,445	1,977,211
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	63.17	61.05	△4.77	204.91
総 資 産 (千円)	8,068,219	8,926,553	9,498,287	7,684,017
純 資 産 (千円)	6,045,465	6,755,611	7,818,731	6,397,857
1株当たり純資産 (円)	617.95	680.31	768.91	692.03

(注) 1 2020年7月1日付で持株会社体制へ移行したことに伴い、第23期より営業収益として子会社への経営指導料等を計上しております。

- 2 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年6月30日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本社宅サービス株式会社	450,000千円	100.0%	社宅事務管理代行他
クラシテ株式会社	100,000千円	100.0%	マンション等施設管理、修繕工事他
クラシテ不動産株式会社	40,000千円	100.0%	賃貸管理仲介、売買仲介他
株式会社スリー S	58,500千円	100.0%	管理会社を支援するサービスの提供等

- (注) 1. 2021年7月1日付で株式会社スリー S を存続会社、サンネクスタリーシング株式会社を消滅会社とする、当社の連結子会社間での吸収合併を実施しております。また、当社の連結子会社である日本社宅サービス株式会社のコールセンター事業を株式会社スリー S へ譲渡いたしました。
2. 2022年3月31日付で当社の連結子会社であった株式会社全日総管理の全株式を譲渡したことに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

## (7) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

### <社宅マネジメント事業>

社宅マネジメント事業は、主に顧客企業に対して社宅・寮及び駐車場の社宅事務業務をアウトソーシング事業として行うものであります。具体的には顧客企業に対して借上社宅物件の紹介、契約・入居手続、家賃の支払い、退去時における原状回復費用のチェック等の社宅管理事務代行サービス、顧客企業の管理部門向けのコスト削減・業務効率化サービス、住宅制度コンサルティングサービス等を提供しております。

### <マンションマネジメント事業>

マンションマネジメント事業は、分譲マンションを中心とした施設管理を基盤に、そこから派生する修繕工事までのトータルマネジメントサービスを提供しております。

当事業は、管理組合との管理受託契約に基づく管理棟数及び管理戸数をベースとした管理収入に加え、そこから派生する修繕工事等の付帯サービスを取り込むことによって売上高が増加いたします。

### <インキュベーション事業>

インキュベーション事業は、住まいを管理する事業者に向けたサービスプラットフォームを提供しております。具体的には24時間コールセンターサービス、防犯、防災、警備及び安全に関するシステム、設備、機器等のセキュアサポートサービス、保険手続きのBPOサービス等を提供しております。また、その他の新サービスの研究・開発を推進しております。

## (8) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

### ① 当社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地

### ② 子会社

日本社宅サービス株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地  
第1オペレーションセンター 東京都新宿区  
第2オペレーションセンター 北海道札幌市  
SUNNEXTAアーカイブズ 東京都立川市

クラシテ株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地  
事業所 東京 東京都新宿区  
横浜 神奈川県横浜市  
東関東 千葉県船橋市  
沖縄 沖縄県那覇市  
宇都宮 栃木県宇都宮市  
土浦 茨城県土浦市

クラシテ不動産株式会社

本社 東京都新宿区笹笥町38番地

株式会社スリーS

本社 東京都新宿区笹笥町35番地  
名古屋オフィス 愛知県名古屋市

## (9) 従業員の状況 (2022年6月30日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
633 (376) 名	△42 (+4) 名

(注)1. 従業員数は、就業人員数であり、( )内の臨時従業員数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間平均人数を外数で記載していません。

2. 従業員数には、管理員等社員143名を含んでおります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44 (8) 名	0 (△3) 名	44.9 歳	7.5 年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、( )内の臨時従業員数(パートタイマー、派遣社員を含む)は、年間平均人数を外数で記載してあります。

## (10) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2022年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,692,700株 (自己株式 1,632,636株を含む)
- (3) 株主数 6,328名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ベネフィット・ワン	778,000株	8.59%
株式会社UH Partners 2	776,700株	8.57%
光通信株式会社	749,600株	8.27%
笹 晃弘	670,100株	7.40%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	653,100株	7.21%
SUNNEXTAグループ従業員持株会	295,300株	3.26%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	253,300株	2.80%
永井 詳二	222,200株	2.45%
株式会社エスアイエル	200,400株	2.21%
東京海上日動火災保険株式会社	180,000株	1.99%

(注) 1. 当社は、自己株式1,632,636株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く)	5,500株	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	600株	2名

## (6) その他株式に関する重要な事項

### ①自己株式の取得

2022年2月7日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 1,085,500株
取得価額の総額	1,163,708,600円
取得した期間	2022年2月8日から2022年5月23日まで（約定日ベース）

### ②自己株式の消却

2022年6月3日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式 600,000株
消却した日	2022年6月30日

- ③当事業年度における（新株発行方式による）新株予約権行使及び特定譲渡制限付株式報酬による新株式の発行により、発行済株式の総数が132,900株増加しております。また、上記②自己株式の消却により、発行済株式の総数が600,000株減少しております。

### 3 会社役員に関する事項 (2022年6月30日現在)

#### (1) 取締役の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 木 章	日本社宅サービス㈱代表取締役社長 クラシテ㈱ 代表取締役社長 ㈱スリーS 取締役
社 外 取 締 役 独立役員	長 山 宏	公認会計士 ㈱カクシン 代表取締役 法政大学専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 特任講師
社 外 取 締 役 独立役員	亀 川 雅 人	文京学院大学副学長 経営学研究科特任教授 立教学院 理事 立教大学 名誉教授 (博士：経営学) 学校法人豊昭学園理事 ビジネスクリエーター研究学会顧問
社外取締役 (常勤監査等委員) 独立役員	阿 部 嘉 彦	
社外取締役 (監査等委員) 独立役員	中 西 康 晴	弁護士(扶桑合同法律事務所 パートナー)
社外取締役 (監査等委員) 独立役員	笹 本 憲 一	公認会計士・税理士 (公認会計士笹本憲一事務所 代表) ㈱東葛ホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 日進工具㈱ 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役長山宏氏、亀川雅人氏及び取締役 (監査等委員) 阿部嘉彦氏、中西康晴氏、笹本憲一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、阿部嘉彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役長山宏氏、亀川雅人氏及び取締役 (監査等委員) 阿部嘉彦氏、中西康晴氏、笹本憲一氏を、㈱東京証券取引所に独立役員として届け出ております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### (ア) 基本方針

当社の取締役の報酬等は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に当該取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとするを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬及び株式報酬を支払うこととする。

#### (イ) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(ウ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬である賞与は、独立社外取締役が多数を占める取締役会において、数値指標の達成度及び中期経営計画上の重点課題への取組み状況の組み合わせにより、賞与報酬支給総額の決議を、また、取締役個々人の業績への貢献度から個別の報酬額を決議し、毎年、一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

業績連動報酬に係る主な指標としては、連結の営業利益目標の達成率を選定している。加えて、定性的情報として中期経営計画上の重点課題への取組み状況を勘案する。

当該指標の選定理由は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることによる。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益8億80百万円であり、実績は連結営業利益8億82百万円でありました。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式及びストックオプションとしての新株予約権の付与とし、役職位に応じて個別の報酬額を決議し、毎年、一定の時期に支給する。

(エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、業績に連動する変動報酬の割合が過度にならないよう設定する。

取締役会は、当該設定した種類別の報酬割合を目安に取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、業務執行取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6：2：2、社外取締役の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝8：2とする。

(オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、独立社外取締役が多数を占める取締役会決議において「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」をあらかじめ決定するものとし、この範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の原案を作成し、独立社外取締役が多数を占める取締役会において決定しなければならないこととする。

なお、株式報酬は、独立社外取締役が多数を占める取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

## ② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	42,309千円 (8,231千円)	26,280千円 (6,480千円)	6,400千円 (-)	9,629千円 (1,751千円)	3名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19,681千円 (19,681千円)	17,400千円 (17,400千円)	- (-)	2,281千円 (2,281千円)	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	61,990千円 (27,913千円)	43,680千円 (23,880千円)	6,400千円 (-)	11,910千円 (4,033千円)	6名 (5名)

(注) 1. 当社役員の報酬については、2020年9月25日開催の第22期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額等を年額200,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、取締役(監査等委員)の報酬額等を年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)、取締役(監査等委員)は3名であります。

また、同株主総会において、これらとは別枠で株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬として年額100,000千円以内、取締役(監査等委員)については年額50,000千円以内として、譲渡制限付株式の付与のために当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に支給する金銭報酬の総額は、年額100,000千円以内(うち社外取締役分は10,000千円以内)としてご承認いただいております。なお、譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行わないものとしております。

2. 上記の非金銭報酬等には、譲渡制限付株式による報酬として取締役3名5,637千円(うち社外取締役2名611千円)、ストックオプションとして取締役3名3,991千円(うち社外取締役2名1,140千円)、取締役(監査等委員)3名2,281千円(うち社外取締役3名2,281千円)が含まれております。

## ③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、決定方針に基づき独立社外取締役が多数を占める取締役会決議においてあらかじめ決定された「役位ごとの基本報酬テーブル表」及び「業績連動報酬額の上限の算定方法」の範囲内で、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の原案を作成し、独立社外取締役が多数を占める取締役会において決定されていることから、当該決定の内容は決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

当社の各社外取締役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	取締役会又は監査等委員会への出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長山 宏	当事業年度の取締役会全15回中15回出席。	会社経営者及び公認会計士としての豊富な専門知識と経験に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	亀川 雅人	当事業年度の取締役会全15回中15回出席。	大学教授としての資本コストや株主価値に関する幅広い知識と見識に基づき、客観的な立場で意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	阿部 嘉彦	当事業年度の取締役会全15回中15回出席。 監査等委員会は全14回中14回出席。	他の上場企業における会社経営者としての実績及び常勤監査等委員としての知識・経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	中西 康晴	当事業年度の取締役会全15回中15回出席。 監査等委員会は全14回中14回出席。	弁護士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	笹本 憲一	当事業年度の取締役会全15回中15回出席。 監査等委員会は全14回中14回出席。	公認会計士及び税理士としての豊富な専門知識と経験に基づき、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。

## (6) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性を確保し、機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性評価を毎年実施しております。本年度（2022年6月期）の実効性評価の概要は以下のとおりです。

### ①本年度の評価の方法・進め方について

本年度は、2021年12月度及び2022年1月度取締役会において当社取締役会の在り方について審議を重ね、2022年4月度及び5月度取締役会にて今回の取締役会実効性評価の進め方及びその審議ポイントについて確認しました。以降、評価を進め、6月度取締役会にて評価の審議を行いました。

### ②本年度の評価結果の概要と今後の課題解決に向けた取組みについて

本年度の評価結果については、取締役会における活発な意見交換のもと、前年度評価にて認識された課題への対応も含め、当社取締役会は全体として有効に機能しているとの結論に至りました。

一方、さらなる実効性向上にあたり今後の課題として整備すべき事項は以下のとおりと確認いたしました。

#### (ア) 執行状況の共有と監督

2023年6月期は現行中期経営計画（「NEXT STANDARD 2025」）の折返し年度となり、中期経営計画に基づく重要施策の進捗や見通し、実施した投資に対する監督等に一層資するよう、取締役会への執行状況の共有の在り方について、さらなる強化を進めます。

#### (イ) 取締役会の在り方に関する協議

取締役会の構成、独立性判断基準等を含め、取締役会の在り方について、本年度（2022年6月期）の取締役会における協議を踏まえ、取締役会の多様性等、取締役会においても継続的に協議を重ねてまいります。

#### (ウ) サステナビリティに関する審議

プライム市場上場企業に求められる水準を踏まえ、当社グループ事業の特性も考慮しつつ、サステナビリティについて継続的に審議してまいります。

## 4 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、過年度の監査計画による監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び当社の事業規模並びに業務の特性等を勘案し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項に基づき同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

## 6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定について株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第37条）を定款に定めておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

当社は、企業基盤の中長期的な安定に資する内部留保の充実と株主の皆様への利益還元を経営上の重要な政策と位置づけ、今後の事業展開等を勘案して配当金額を決定することを基本方針としております。また、株主還元につきましては、安定的な配当の継続に努めるとともに、D O E（連結株主資本配当率）4.0%以上（2025年6月期に向けては5.0%以上）を目標としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績動向に加え、内部留保の累積状況や資金需要動向等を総合的に勘案し1株当たり18円とし、年間配当金は1株当たり35円（中間配当を含む。）となる予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,636,390</b>
現金及び預金	5,634,168
売掛金及び契約資産	349,051
未収入金	220,932
営業立替金	1,132,312
商品	1,704
販売用不動産	171,507
仕掛品	8,247
原材料及び貯蔵品	10,406
その他	111,397
貸倒引当金	△3,339
<b>固定資産</b>	<b>2,988,761</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>227,031</b>
建物	95,684
工具器具備品	27,509
土地	99,900
リース資産	3,936
<b>無形固定資産</b>	<b>348,945</b>
ソフトウェア仮勘定	250,224
その他	98,721
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,412,783</b>
投資有価証券	2,145,344
繰延税金資産	102,324
破産更生債権等	383
その他	164,731
<b>資産合計</b>	<b>10,625,151</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,466,595</b>
買掛金	164,560
未払金	297,934
未払法人税等	692,654
営業預り金	641,150
預り金	55,283
前受金	321,882
賞与引当金	52,997
役員賞与引当金	9,520
株主優待引当金	8,055
その他	222,557
<b>固定負債</b>	<b>675,371</b>
退職給付に係る負債	193,965
繰延税金負債	479,236
その他	2,170
<b>負債合計</b>	<b>3,141,966</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>6,092,898</b>
資本金	972,383
資本剰余金	727,333
利益剰余金	5,580,378
自己株式	△1,187,197
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,262,307</b>
その他有価証券評価差額金	1,262,307
<b>新株予約権</b>	<b>127,978</b>
<b>純資産合計</b>	<b>7,483,184</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,625,151</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		8,696,650
売上原価		6,462,030
売上総利益		2,234,619
販売費及び一般管理費		1,352,137
営業利益		882,482
営業外収益		
受取利息及び配当金	40,105	
受取手数料	986	
補助金収入	8,103	
その他	4,647	53,841
営業外費用		
支払利息	415	
自己株式取得費用	1,026	
その他	1,895	3,337
経常利益		932,986
特別利益		
投資有価証券売却益	1,903,068	
関係会社株式売却益	51,494	
新株予約権戻入益	5,453	1,960,016
特別損失		
固定資産除却損	336	
減損損失	7,758	8,095
税金等調整前当期純利益		2,884,907
法人税、住民税及び事業税	935,425	
法人税等調整額	△26,658	908,766
当期純利益		1,976,141
親会社株主に帰属する当期純利益		1,976,141

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,578,686</b>
現金及び預金	3,412,113
未収入金	95,481
貯蔵品	801
前払費用	16,988
短期貸付金	35,000
その他	18,407
貸倒引当金	△106
<b>固定資産</b>	<b>4,105,330</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>15,120</b>
建物	11,180
工具器具備品	3,939
<b>無形固定資産</b>	<b>3,164</b>
商標権	2,549
その他	614
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,087,045</b>
投資有価証券	2,145,344
関係会社株式	1,823,261
敷金及び保証金	118,439
<b>資産合計</b>	<b>7,684,017</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>701,182</b>
未払金	86,940
未払費用	5,254
未払法人税等	557,399
預り金	2,578
賞与引当金	25,986
役員賞与引当金	6,400
株主優待引当金	8,055
その他	8,568
<b>固定負債</b>	<b>584,977</b>
預り保証金	105,741
繰延税金負債	479,236
<b>負債合計</b>	<b>1,286,159</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>5,007,264</b>
<b>資本金</b>	<b>972,383</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>727,333</b>
資本準備金	719,633
その他資本剰余金	7,700
<b>利益剰余金</b>	<b>4,494,743</b>
その他利益剰余金	4,494,743
繰越利益剰余金	4,494,743
<b>自己株式</b>	<b>△1,187,197</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,262,615</b>
その他有価証券評価差額金	1,262,615
<b>新株予約権</b>	<b>127,978</b>
<b>純資産合計</b>	<b>6,397,857</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,684,017</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（2021年7月1日から2022年6月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		1,429,457
営業費用		790,253
営業利益		639,203
営業外収益		
受取利息及び配当金	42,740	
その他	2,702	45,443
営業外費用		
支払利息	319	
自己株式取得費用	1,026	
その他	21	1,368
経常利益		683,278
特別利益		
投資有価証券売却益	1,903,068	
新株予約権戻入益	5,453	1,908,521
特別損失		
固定資産除却損	321	
関係会社株式売却損	900	1,221
税引前当期純利益		2,590,579
法人税、住民税及び事業税	657,191	
法人税等調整額	△43,823	613,367
当期純利益		1,977,211

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

サンネクスタグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤岡 義博  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンネクスタグループ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンネクスタグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

サンネクスタグループ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤岡 義博  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンネクスタグループ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。



2022年8月16日

サンネクスタグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阿部嘉彦 ㊟

監査等委員 中西康晴 ㊟

監査等委員 笹本憲一 ㊟

(注)監査等委員 阿部嘉彦、中西康晴及び笹本憲一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告



## プライム市場基準充足への取り組みについて

当社の2022年6月30日時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況は、「流通株式時価総額」及び「1日平均売買代金」については引き続き基準を充たしておりません。当社は、2025年6月期末までに、それぞれ上場維持基準を充たすために、引き続き各種取り組みを進めてまいります。

### ▶ 当社の状況

		株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 比率(%)	流通株式 時価総額(億円)	1日平均 売買代金(万円)
当社の 適合状況 及び その推移	2021年 6月末時点	5,176	74,983	67.2	75.79	1,200
	2022年 6月末時点 ※1	4,993	71,497	66.8	82.57	990 ※2 (1,480 ※3)
上場維持基準		800	20,000	35.0	100.00	2,000
2022年6月末時点適合状況 (当社試算)		適合	適合	適合	不適合	不適合

※1 2022年6月末時点の当社の適合状況は、東証による算出方法に合わせて、当社が2022年6月期末時点の株券等の分布状況等をもとに試算を行ったものです。

※2 2021年1月1日から2021年12月31日の売買代金につき当社で試算を行ったものです。

※3 2022年1月1日から2022年6月30日の売買代金につき当社で試算を行ったものです。

### ▶ 上場維持基準適合に向けた基本方針

中期経営計画「NEXT STANDARD 2025」(2021年6月期～2025年6月期)を着実に遂行していくことにより、最終年度目標の時価総額250億円及び流通株式時価総額100億円を超える事業規模への拡大に取り組んでまいります。

また、中期経営計画推進による「企業価値向上及び重要な経営指標達成」とともに、IR活動の一層の強化を実施していくことにより『1日平均売買代金』の基準充足に取り組んでまいります。

### ▶ 計画期間

2025年6月期末(中期経営計画最終年度)

# NEXT STANDARD 2025

2025年に向けて時価総額250億円を超える企業集団をめざす

アウトソーシング事業者としてのさらなる進化・発展

=

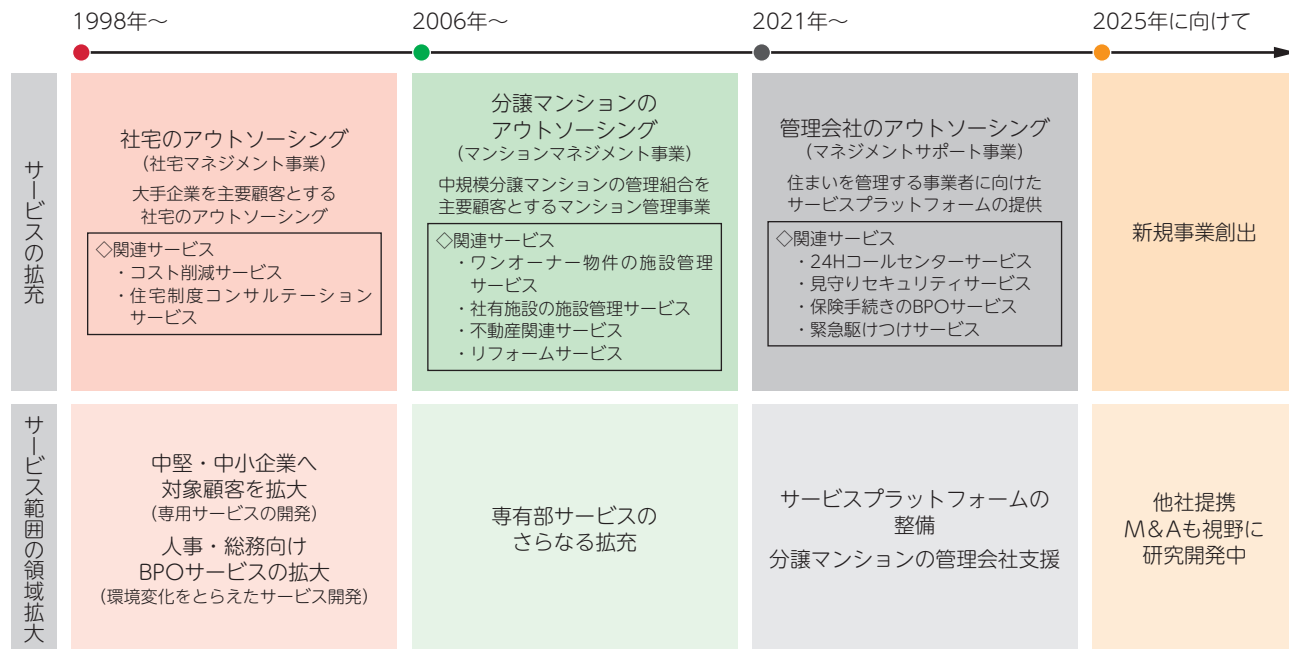
アウトソーシング領域の拡大

×

オペレーションの変革

## ▶ アウトソーシング領域の拡大

2つの基盤事業である、**社宅マネジメント分野**の事業と**マンションマネジメント分野**の事業に加えて、中期経営計画においては、**インキュベーション分野**(新規創出の事業分野)として「**新たな基盤事業の創出**」と、「**既存事業の高付加価値化につながる事業やサービスの開発と育成を推進**」してまいります。



## 中期経営計画の概要

### ▶ オペレーションの変革

デジタル技術の活用や働き方の多様化を促進することにより、働く人の場所や時間、言語、年齢の制限解消を支援するBPO事業者としてオペレーションの変革に取り組みます。

人手不足といった働く側の問題解決や、環境変化によって新たに顕在化する住まいや住まう人の諸問題に対処し、ビジネスチャンスの拡大や利便性向上に貢献してまいります。

#### オペレーションの方法

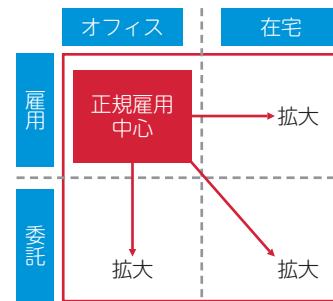
- ・ デジタル技術の活用
  - ・ 環境変化への対応
- ▶▶▶ 品質・効率を追求したモデルチェンジ

#### オペレーションを担う人材

- ・ 働き方改革などの環境変化への対応
  - ・ 働く人の多様性を推進
- ▶▶▶ 継続的な人材の最適化を追求

#### オペレーションの場所

- ・ リモートワークの活用
  - ・ 多様な働き手が活躍
- ▶▶▶ 有事の対応能力も高いオペレーションへの進化



## 投資家の皆様との対話

投資家の皆様との対話を強化すべく様々なツールをご用意しています。

### ▶ 中期経営計画特設サイト

特設サイトでは、中期ビジョン実現への想いや中期経営計画達成に向けた活動状況を掲載しています。

- URLはこちら  
<https://www.sunnexa.co.jp/nextstandard/>
- 携帯・スマートフォンからアクセスする方はこちら



### ▶ IRメールマガジン

IRメールマガジンは最新のニュースリリース等のIR情報をEメールにてタイムリーにお知らせするサービスです。メールアドレスをお持ちの方ならどなたでも無料でご登録いただけますので、ぜひご利用ください。

- ご登録サイトのURLはこちら  
<https://rims.tr.mufg.jp/?sn=8945>
- 携帯・スマートフォンからアクセスする方はこちら



### ▶ IRに関するお問い合わせ先

サンネクスタグループ株式会社 総務グループ TEL:03-5229-8839  
受付時間:9:00~17:30(平日のみ)



## アウトソーシング領域の拡大／取り組み

### ■ 新しい社宅管理サービス「しゃたくさんLite」

対象を中堅・中小企業へ拡大し、専用システムによる簡易版サービスを開発しており、近日リリース予定です。

→ すべての社宅担当者様に“ちょうど良いサービス”を



### ■ BPO事業が人事採用分野へ展開

(株)タレントアンドアセスメントと提携し、“採用の新しいカタチ”の提案を目的とした「AI面接を活用したBPOサービス」の共同開発をしております。

→ 企業ごとに異なる“採用の新しいカタチ”の創造へ



### ■ 「新見守りセキュリティサービス」の提供開始

離れて暮らす家族との安否確認や、空き家・空室への不正侵入の検知など、お住いの環境を「見守る」、新見守りセキュリティサービス「Type-S NEO」を2022年9月より提供いたします。

しっかり安心  
緊急時にメール通知

どこでもつかえる  
乾電池でも駆動

かんたん操作  
シンプルで使いやすい

かんたん設置  
工事不要・Wi-Fi不要

→ 多様な見守りニーズに対応可能なサービスへ

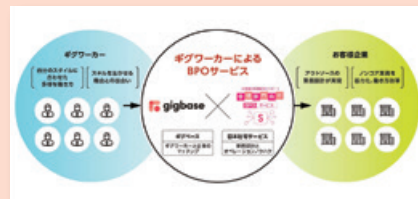


## オペレーションの変革／取り組み

### ■ 多様な人材活用へのトライアル

ギグベース(株)と業務提携し、企業の管理部門における業務効率化・働き方改革の推進と、多様な働き方を求める働き手“ギグワーカー”の労働における付加価値向上を目指して、「**ギグワーカーによるBPOサービス**」を共同開発しております。

➡ **場所と人の制限を超えた、新しいスタイルのBPOサービスを**



### ■ 管理会社のデジタル化を支援する新サービス

マンション管理会社が直面している「3つの老い」(建物の高経年化、居住者の高齢化、マンション管理業者従業員の高齢化)に対する経営課題に対応するために、生産性を飛躍的に向上させる新たな管理モデルを共同開発しております。

➡ **マンション管理の新たなスタンダードに**

マンション管理のDXサポート  
**osumait**

## コーポレートガバナンスのさらなる充実

### ▶ コーポレートガバナンス・コードへの対応(全コードにコンプライ)

当社は、プライム市場上場会社に求められるコーポレートガバナンス・コード6原則全てにコンプライしております。

### ▶ サステナビリティ – TCFD提言に基づく情報開示 –

当社は、「気候関連財務情報タスクフォース」(TCFD)の提言に賛同を表明し、TCFD提言が求める4つの情報開示項目である「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標」について開示いたしました。

開示内容は [こちら](https://www.sunnexta.co.jp/assets/pdf/sunnexta_tcfid.pdf)

その他サステナビリティに関してはコーポレート・ガバナンス報告書をご覧ください。

<https://www.sunnexta.co.jp/ir/company/governance.html>



# 会場ご案内図

会場

ホテルグランドヒル市ヶ谷 (東館) 3階 瑠璃 (るり) の間

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4番1号

## ▶ 株主総会に関するお問合せ先

サンネクスタグループ株式会社 総務グループ 電話番号：03-5229-8839 (受付時間 平日9:00~17:30)



## 交通のご案内

- 東京メトロ南北線・有楽町線「市ヶ谷駅」7番出口 から徒歩3分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口 から徒歩3分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩3分

※駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

